

介護予防事業のご案内

介護保険で非該当と認定された人や、生活機能が低下していて、介護が必要となるおそれのある虚弱な高齢者に対して介護予防事業を行います。また、元気な高齢者に対しても健康づくりや生活支援のサービスなどを提供します。

介護予防事業の流れ

地域包括支援センターにおいて、生活機能が低下し介護が必要となるおそれのある高齢者を早期に把握し、対象者を選定します。

■介護や支援が必要となるおそれのある人
(特定高齢者)

町が行う介護予防事業が利用できます。

■自立した生活を送れる人
(一般高齢者)

生活に関する総合的な相談や、生活支援などの事業が利用できます。

地域包括支援センターにおいて、保健師等が対象者の状態を把握、課題を分析したうえで、介護予防ケアプランを作成します。

※介護予防事業の利用については、健診及び生活機能評価を受けていることが必要です。

出雲崎町の主な介護予防事業

| 事業名 | 事業内容 | 対象者 |
|-----------------|--|-------|
| 通所型介護予防事業 | 3カ月を1期間とし、週2回、トレーニング機器を使用した運動機能向上トレーニングを実施し、要介護状態等になることを防ぐ。 | 特定高齢者 |
| 訪問型介護予防事業 | 口腔ケア、閉じこもり、認知症、うつ等の予防を目的に、保健師等が対象者の居宅を訪問し、必要な相談・指導を行う。概ね3カ月間の支援計画を立て月1回訪問する。 | 特定高齢者 |
| 高齢者筋力向上トレーニング事業 | 3カ月を1期間とし、週2回、トレーニング機器を使用した筋力向上のトレーニングを実施する。 | 一般高齢者 |
| 介護予防普及啓発事業 | 介護予防に資する知識を普及啓発するための事業を実施する。 | 一般高齢者 |

※町では、介護予防事業のほかにも高齢者の生活を支援していくための各種事業を実施しています。

→P20へ

地域包括支援センターってなあに……？

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための中核拠点として設置されています。ここでは、保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャーが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的支援が行われます。

どこにあるの？

出雲崎町保健福祉総合センター「ふれあいの里」にあります。出雲崎町社会福祉協議会が町の委託を受けて業務を行っています。

地域包括支援センターが行う主な業務

地域の高齢者への総合的な支援

●介護予防ケアマネジメント

地域の高齢者の状態を把握し、介護予防（地域支援事業・予防給付）を推進し、ケアプランの策定、評価などを行います。

●総合相談・支援

高齢者やその家族のあらゆる相談を受付け、各種制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

●権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護と虐待の早期発見・防止のための支援を行います。

●地域のケアマネジャーへの支援

よりよい介護サービスを提供するために、ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

